



# 愛 媛 県 報

発 行 愛 媛 県

平成19年 6 月29日金曜日 第1874号外 1

◇ 目 次 ◇  
条 例

愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例..... 1

---

条 例

---

○愛媛県条例第37号

愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例を次のように公布する。

平成19年 6 月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例**

愛媛県議会議員の報酬月額、県議会議員の報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例（昭和23年愛媛県条例第30号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額からその100分の10に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる報酬月額は、同項に定める額とする。

**附 則**

- 1 この条例は、平成19年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例は、平成20年 3 月31日限り、その効力を失う。